

ユネスコ無形文化遺産  
国指定重要無形民俗文化財

# 吉弘楽

毎年7月第4日曜日に国東市武蔵町吉広に鎮座する樂庭八幡神社境内に於いて五穀豊穣と虫祈祷のために行われる樂打ちです。

昭和41年大分県指定重要無形民俗文化財、昭和46年国選択重要無形民俗文化財、平成8年国指定重要無形民俗文化財に選定、令和4年ユネスコ無形文化遺産に認定されました。

樂打ちとは、太鼓を打ち鳴らしながら

踊る「太鼓踊り」で、念仏踊りの系譜を引く芸能です。念仏踊りは本来死者の供養のためのものですが、死者の怨靈が災厄をもたらすという考え方から怨靈を鎮めて災厄を免れようとする芸能になったと考えられています。吉弘楽はショウガ（唱え文句）や念仏に合わせて踊りますが、この念仏には鎌倉時代の踊り念仏を彷彿とさせる詞章があるといわれています。

伝承では、南北朝時代に豊後国の守護であった大友氏の家臣、吉弘正賢がこの地域の領主となり、戦勝や五穀豊穣を祈願して始めたと伝えられています。吉弘楽の衣装は農民が用いる腰蓑を着けているのが特徴です。これは虫追い行事からの伝統と言われています。腰蓑を取れば兜や陣笠をかぶり旗指物をつけた武士の姿になります。

す。これは戦場の吉弘軍を再現したものと考えられています。

慶長五年（一六〇〇年）に起きた徳川家康（東軍）と石田三成（西軍）の争いは全国に広がり、西軍について吉弘統幸は、戦死し大友軍は敗北します。これ以降吉弘楽は衰退しました。江戸時代の元禄年間に農作物の虫害が数年続き、他の地域よりもひどい被害を受けたと伝えられています。杵築藩から樂打ちを復興するよう命じられ、元禄十三年（一七〇〇年）に吉弘楽はおよそ一〇〇年ぶりに復興します。

各地で行われていた樂打ちも多くは途絶える中、吉弘楽は吉広地区を中心に保存会を結成し地域をあげて今日まで継承されています。

## 【風流踊】

華やかな、人目を惹く、という「風流（ふりゅう）」の精神を表現し、衣装や持ちものなどに趣向をこらし、歌や、笛・太鼓・鉦などの囃子に合わせて賑やかに踊る民俗芸能です。地域の歴史や風土に応じ、広く親しまれている盆踊をはじめ、念仏踊や太鼓踊など様々な姿で伝承されており、そこに込められた願いも除災や死者供養、豊作祈願、雨乞いなど多様ですが、安寧な暮らしを願う地域共同体によって囃し、踊られ今日に継承されてきました。風流踊には、地域の人々が世代を超えて関わっており、地域全体で伝承してきたことから、風流踊は、地域社会の核となる役割を果たしてきました。特に災害の多い日本では、被災地域の復興の精神的な基盤となるなど、文化的な意味だけではなく、社会的な機能も有しています。



## 【ユネスコ無形文化遺産】

ユネスコの無形文化遺産への登録については、平成15年（2003年）のユネスコ総会において採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」において、定められています。この条約は、社会の変容などに伴い、無形文化遺産に衰退や消滅などの脅威がもたらされるとの認識から、無形文化遺産の保護を目的としています。日本は平成16年（2004年）に締約し、令和4年3月末時点で180か国が本条約を締約し、無形文化遺産の保護に努めています。今回の登録は「風流踊」として全国41件の民俗芸能が登録されました。「吉弘楽」はこの「風流踊」の一つです。